

① 感染防止対策加算の要件の見直し

骨子<Ⅱ－１－６(1)>

第1 基本的な考え方

薬剤耐性（AMR）対策の推進、特に抗菌薬の適正使用の推進の観点から、感染防止対策加算の要件を見直す。

第2 具体的な内容

感染防止対策加算において、抗菌薬適正使用支援チームの取組に係る加算を新設するとともに、既存の点数について見直す。

感染防止対策加算（入院初日）

(新) 抗菌薬適正使用支援加算 ○点

[算定要件]

院内に抗菌薬適正使用支援のチームを設置し、感染症治療の早期モニタリングとフィードバック、微生物検査・臨床検査の利用の適正化、抗菌薬適正使用に係る評価、抗菌薬適正使用の教育・啓発等を行うことによる抗菌薬の適正な使用の推進を行っていること。

[施設基準]

- (1) 感染防止対策地域連携加算を算定していること。
- (2) 以下の構成員からなる抗菌薬適正使用支援チームを組織し、抗菌薬の適正使用の支援に係る業務を行うこと。
 - ① 感染症の診療について3年以上の経験を有する専任の常勤医師（歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、当該経験を有する専任の常勤歯科医師）
 - ② 5年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を修了した専任の看護師

- ③ 3年以上の病院勤務経験を持つ感染症診療にかかわる専任の薬剤師
 - ④ 3年以上の病院勤務経験を持つ専任の臨床検査技師
- ①に定める医師又は②に定める看護師のうち1名は専従であること。なお、抗菌薬適正使用支援チームの専従の職員については、感染制御チームの業務を行う場合には、抗菌薬適正使用支援チームの業務について専従とみなすことができる。

(3) 抗菌薬適正使用支援チームは以下の業務を行うこと。

- ① 広域抗菌薬等の特定の抗菌薬を使用する患者、菌血症等の特定の感染症兆候のある患者、免疫不全状態等の特定の患者集団など感染症早期からのモニタリングを実施する患者を施設の状況に応じて設定する。
- ② 感染症治療の早期モニタリングにおいて、①で設定した対象患者を把握後、適切な微生物検査・血液検査・画像検査等の実施状況、初期選択抗菌薬の選択・用法・用量の適切性、必要に応じた治療薬物モニタリングの実施、微生物検査等の治療方針への活用状況などを経時的に評価し、必要に応じて主治医にフィードバックを行う。
- ③ 適切な検体採取と培養検査の提出（血液培養の複数セット採取など）や、施設内のアンチバイオグラムの作成など、微生物検査・臨床検査が適正に利用可能な体制を整備する。
- ④ 抗菌薬使用状況や血液培養複数セット提出率などのプロセス指標及び耐性菌発生率や抗菌薬使用量などのアウトカム指標を定期的に評価する。
- ⑤ 抗菌薬の適正な使用を目的とした職員の研修を少なくとも年2回程度実施する。また院内の抗菌薬使用に関するマニュアルを作成する。
- ⑥ 当該保険医療機関内で使用可能な抗菌薬の種類、用量等について定期的に見直し、必要性の低い抗菌薬について医療機関内での使用中止を提案する。

(4) 抗菌薬適正使用支援チームが、抗菌薬適正使用支援加算を算定していない医療機関から、必要時に抗菌薬適正使用の推進に関する相談等を受けている。

現 行	改定案
【感染防止対策加算（入院初日）】	【感染防止対策加算（入院初日）】

1	感染防止対策加算 1	400点	1	感染防止対策加算 1	〇点
2	感染防止対策加算 2	100点	2	感染防止対策加算 2	〇点
	注 感染防止対策地域連携加算			注 感染防止対策地域連携加算	
		100点			100点

② 外来診療等における抗菌薬の適正使用の推進

骨子<Ⅱ－１－６(2)>

第1 基本的な考え方

薬剤耐性菌対策は国際的にも重要な課題となっており、様々な対策が進められている。外来診療等における抗菌薬の適正使用に関する患者・家族の理解向上のため、地域包括診療料等及び薬剤服用歴管理指導料について、以下のように見直す。

第2 具体的な内容

1. 小児科外来診療料及び小児かかりつけ診療料において、抗菌薬の適正使用に資する加算を新設する。

(新) 小児抗菌薬適正使用支援加算 ○点

[算定要件]

急性上気道感染症又は急性下痢症により受診した小児であって、初診の場合に限り、診察の結果、抗菌薬投与の必要性が認められず抗菌薬を使用しないものに対して、抗菌薬の使用が必要でない説明など療養上必要な指導を行った場合に算定する。

なお、基礎疾患のない学童期以降の患者については、「抗微生物薬適正使用の手引き」に則した療養上必要な説明及び治療を行っていること。

[施設基準]

感染症の研修会等に定期的に参加していること。

病院においては、データ提出加算2を算定していること。

2. 再診料の地域包括診療加算若しくは認知症地域包括診療加算、地域包括診療料若しくは認知症地域包括診療料、薬剤服用歴管理指導料又は小

児科外来診療料若しくは小児かかりつけ診療料を算定する場合は、抗菌薬の適正使用に関する普及啓発に努めていること及び「抗微生物薬適正使用の手引き」に則した治療手順等、抗菌薬の適正使用に資する診療を行うことを要件として追加する。

③ 医療安全対策加算における

医療安全対策地域連携加算の新設

骨子<Ⅱ－１－６(3)>

第1 基本的な考え方

医療安全対策加算について、医療安全対策に関する医療機関の連携に対する評価を新設する。

第2 具体的な内容

医療安全対策加算に医療安全対策地域連携加算を新設するとともに、既存の点数について見直す。

医療安全対策加算（入院初日）

(新) 注 医療安全対策地域連携加算

イ	医療安全対策地域連携加算 1	○点
ロ	医療安全対策地域連携加算 2	○点

[算定要件]

医療安全対策加算を算定する複数の医療機関が連携し、医療安全対策に関する評価を行っていること。

[施設基準]

医療安全対策地域連携加算 1

- (1) 特定機能病院以外の保険医療機関であること。
- (2) 医療安全対策加算 1 に係る届出を行っていること。
- (3) 医療安全対策に 3 年以上の経験を有する専任の医師又は医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の医師が医療安全管理部門に配置されていること。

- (4) 他の医療安全対策加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関及び医療安全対策加算 2 に係る届出を行っている保険医療機関と連携し、それぞれ少なくとも年 1 回程度、当該加算に関して連携しているいずれかの保険医療機関に赴いて医療安全対策に関する評価を行い、当該保険医療機関にその内容を報告すること。また、少なくとも年 1 回程度、当該加算に関して連携しているいずれかの保険医療機関より評価を受けていること。なお、感染防止対策地域連携加算を算定している保険医療機関については、当該加算に係る評価と医療対策地域連携加算に係る評価とを併せて実施しても差し支えない。

医療安全対策地域連携加算 2

- (1) 特定機能病院以外の保険医療機関であること。
- (2) 医療安全対策加算 2 に係る届出を行っていること。
- (3) 医療安全対策加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関と連携し、少なくとも年 1 回程度、当該加算に関して連携しているいずれかの保険医療機関より医療安全対策に関する評価を受けていること。なお、感染防止対策地域連携加算を算定している保険医療機関については、当該加算に係る評価と医療対策地域連携加算に係る評価とを併せて実施しても差し支えない。

現 行			改定案		
【医療安全対策加算（入院初日）】			【医療安全対策加算（入院初日）】		
1	医療安全対策加算 1	85点	1	医療安全対策加算 1	〇点
2	医療安全対策加算 2	35点	2	医療安全対策加算 2	〇点

【Ⅱ－１－７ 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した歯科医療の推進 ー①】

① 歯科外来診療における院内感染防止対策の推進

骨子<Ⅱ－１－７(1)>

第1 基本的な考え方

歯科外来診療においては、日常的に唾液や血液等に触れる環境下で多くの器具・器材を用いて診療を行っているという特徴を踏まえ、歯科医療機関における院内感染防止対策を推進する。

第2 具体的な内容

- 基本診療料（歯科初診料、歯科再診料）及び歯科訪問診療料の注13に規定する点数の引上げを行うとともに、歯科初診料及び歯科再診料に対して院内感染防止対策に関する施設基準を新設する。また、地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に院内感染防止対策に関する内容を追加する。

現 行		改定案	
【初診料】		【初診料】	
1	歯科初診料 234点	1	歯科初診料 <u>〇</u> 点
【再診料】		【再診料】	
1	歯科再診料 45点	1	歯科再診料 <u>〇</u> 点
【歯科訪問診療料】		【歯科訪問診療料】	
[算定要件]		[算定要件]	
注13 1、2及び3について、在宅療養支援歯科診療所以外の診療所であって、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさないものにおいては、次に掲げる点数により算定する。な		注13 1、2及び3について、在宅療養支援歯科診療所以外の診療所であって、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさないものにおいては、次に掲げる点数により算定する。な	

<p>おお、この場合において、注10に規定する加算は算定できない。</p> <p>イ 初診時 234点</p> <p>ロ 再診時 45点</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>おお、この場合において、注10に規定する加算は算定できない。</p> <p>イ 初診時 ○点</p> <p>ロ 再診時 ○点</p> <p>【初診料の注1に規定する施設基準】</p> <p>[施設基準]</p> <p>① <u>当該保険医療機関において、院内感染防止対策が行われていること。</u></p> <p>② <u>感染症対策等の院内感染防止対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。</u></p> <p>③ <u>口腔内で使用する歯科医療機器等に対する、患者ごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等の十分な感染症対策を講じていること。</u></p> <p>④ <u>感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保していること。</u></p> <p>⑤ <u>院内感染防止対策に関する研修を定期的に受講していること。</u></p> <p>⑥ <u>当該保険医療機関の見やすい場所に、当該医療機関で取り組んでいる院内感染防止対策等、歯科診療に係る医療安全対策を実施している旨の院内掲示を行っていること。</u></p> <p>⑦ <u>院内感染防止対策等の体制を地方厚生局長等に報告していること。</u></p> <p>[経過措置]</p> <p>⑤については平成○年○月○日ま</p>
---	--

	<p>では要件を満たしているものとして 取り扱う。</p> <p>※ <u>地域歯科診療支援病院歯科初診料</u>については、<u>現行の施設基準に同様の基準を追加</u></p>
--	--

2. 新たに設ける院内感染防止対策に関する施設基準の届出がない医療機関については、初診料及び再診料を減算する。

現 行	改定案
<p>【初診料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>注1 1については、保険医療機関において、初診を行った場合に算定する。</p>	<p>【初診料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>注1 1については、<u>歯科外来診療における院内感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関</u>において、初診を行った場合に算定する。<u>この場合において、当該届出を行っていない保険医療機関については、〇点を算定する。</u></p>
<p>【再診料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>注1 1については、保険医療機関において、再診を行った場合に算定する。</p>	<p>【再診料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>注1 1については、<u>区分番号A000に規定する歯科外来診療における院内感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関</u>において、再診を行った場合に算定する。<u>この</u></p>

<p>【歯科訪問診療料】 [算定要件] <u>(新設)</u></p>	<p><u>場合において、当該届出を行っていない保険医療機関については、〇点を算定する。</u></p> <p>【歯科訪問診療料】 [算定要件] 注14 区分番号A000に掲げる初診料の注1又は注2に規定する施設基準を届け出していない保険医療機関については、歯科訪問診療1、歯科訪問診療2、歯科訪問診療3又は注13に規定する歯科訪問診療料の所定点数からそれぞれ〇点を減算する。</p>
---	--

[経過措置]

(初診料及び再診料)

第1章の規定にかかわらず、平成〇年〇月〇日までの間に限り、旧算定方法別表第二区分番号A000及びA002については、なおその効力を有するものとする。

(歯科訪問診療料)

第2章の規定に関わらず、平成〇年〇月〇日までの間に限り、旧算定方法別表第二区分番号C000の注13に係る規定はなおその効力を有するものとし、別表第二区分番号C000の注14に係る規定は平成〇年〇月〇日から適用する。

【Ⅱ－１－７（口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した歯科医療の推進）－②】

② 歯科外来診療環境体制加算の見直し

骨子＜Ⅱ－１－７（２）＞

第１ 基本的な考え方

歯科初診料及び歯科再診料に対する院内感染防止対策に関する施設基準の新設に伴い、歯科外来診療における歯科治療の総合的な環境整備を評価した歯科外来診療環境体制加算の見直しを行う。

第２ 具体的な内容

1. 歯科外来診療環境体制加算及び再診時歯科外来診療環境体制加算の施設基準について、院内感染防止対策に係る施設基準と重複する要件を削除するとともに、評価の見直しを行う
2. 地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に院内感染防止対策に係る施設基準が追加されるのに伴い、地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準の届出を行っている病院を対象とした区分を新設する。

現 行	改定案
<p>【歯科外来診療環境体制加算】</p> <p>[名称]</p> <p>25点</p>	<p>【<u>歯科外来診療環境体制加算 1</u>】</p> <p><u>(名称変更)</u></p> <p>〇点</p>
<p>【再診時歯科外来診療環境体制加算】</p> <p>[名称]</p> <p>5点</p>	<p>【<u>再診時歯科外来診療環境体制加算 1</u>】</p> <p><u>(名称変更)</u></p> <p>〇点</p>
<p>[対象施設]</p> <p>すべての歯科医療機関</p>	<p>[対象施設]</p> <p><u>地域歯科診療支援病院初診料の</u></p>

<p>[施設基準]</p> <p>(1) 偶発症に関する緊急時の対応、医療事故、感染症対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 口腔内で使用する医療歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底等十分な感染症対策を講じていること。</p> <p>(6) 感染症患者に対する歯科診療について、ユニットの確保等を含めた診療体制を常時確保していること。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 当該保険医療機関の見やすい場所に、緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応及び当該医療機関で取り組んでいる院内感染防止対策等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施している旨の院内掲示を行っていること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>施設基準を届け出していない歯科医療機関</u></p> <p>[施設基準]</p> <p>(1) 偶発症に関する緊急時の対応、<u>医療事故等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(5) <u>当該保険医療機関の見やすい場所に、緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施している旨の院内掲示を行っていること。</u></p> <p>【歯科外来診療環境体制加算2】</p> <p style="text-align: right;">○点</p> <p>【再診時歯科外来診療環境体制加算</p>
---	---

<p>[施設基準]</p> <p>(1) 偶発症に関する緊急時の対応、医療事故、感染症対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 口腔内で使用する医療歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底等十分な感染症対策を講じていること。</p> <p>(6) 感染症患者に対する歯科診療につて、ユニットの確保等を含めた診療体制を常時確保していること。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(8) 当該保険医療機関の見やすい場所に、緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応及び当該医療機関で取り組んでいる</p>	<p>2】 ○点</p> <p>[対象施設]</p> <p>地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準を届け出ている歯科医療機関</p> <p>[施設基準]</p> <p>(1) 偶発症に関する緊急時の対応、<u>医療事故等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善策を実施する体制を整備していること。</u></p> <p><u>(6) 当該保険医療機関の見やすい場所に、緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応等、歯科診療に係る医療安全管理対策を</u></p>
--	--

院内感染防止対策等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施している旨の院内掲示を行っていること。	実施している旨の院内掲示を行っていること。
---	-----------------------

[経過措置]

第2章の規定にかかわらず、平成〇年〇月〇日までの間に限り、旧算定方法別表第二区分番号 A000 及び A002 については、なおその効力を有するものとする。